

指定多機能型事業所「サンサポートさらだ」

重要事項説明書（就労継続支援 B 型）

この重要事項説明書は、「サンサポートさらだ」が提供する指定多機能型事業所（就労継続支援 B 型）について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 泰耀
所 在 地	石川県能美市大成町又 160 番地 2
電 話 番 号	0761-55-6060
代表者氏名	理事長 木田 泰弘
設 立 年 月	平成 26 年 2 月 28 日

2 ご利用施設

事業の種類	平成 26 年 10 月 1 日石川県指定
事業所の名称 (事業所番号)	サンサポートさらだ 石川県 第 1712301116 号
事業所の所在地	石川県能美市大成町又 160 番地 2
連 絡 先	電話番号 0761-55-6061 FAX 0761-55-6062
管 理 者	池田 致
サービス管理責任者	菊池 由香
通常の事業の実施地域	能美市・川北町、加賀市・小松市・白山市の一部
主たる対象者	知的・身体・精神障がい者・難病等対象者
営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで (但し 土曜、日曜 一部：GW、お盆、年末年始を除く)
定 員	20 名
開設年月日	平成 26 年 10 月 1 日

3 事業の目的・運営方針

目 的	利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、当事業所において就労の機会の提供を行うとともに必要な知識や能力の向上を図ることを目的とします。
運営方針	当法人は利用者が住み慣れた地域で暮らし続けることや生きがいを持って生活することを支援し、その人らしい暮らしの実現を図っていくことを運営の方針としています。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	647.33㎡
	延べ床面積	473.29㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
食 堂	1	1階
作業室	3	1階 1室、2階 2室
相談室	1	2階
洗面設備	2	1階
トイレ	3	1階 2ヶ所、2階 1ヶ所
休憩室・静養室	各1	2階

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービスを提供する職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
職業指導員	1	1				1以上	
生活支援員	1	1			1	1以上	
事務員	1				1	0.5	

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 各職種の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
職業指導員	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
事務員	勤務時間帯（９：００～１５：３０）

6 サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
生産活動の提供	アセスメントおよび個別支援計画を基に利用者の能力向上が見込まれる生産活動を提供します。 ○授産作業 ・箱折り ・箱詰め ・サンプル制作等 ○給食作業 ・厨房業務 ・下処理業務等 ○運搬作業 ・リネンの運搬 ・給食の配達等 ○清掃作業 ・依頼事業所への出張清掃作業 ○パソコン作業 ・受注により制作 〈工賃の支払〉 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として支払います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や就業、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
ステップアップ支援	作業において能力アップが見込まれる利用者または作業能力向上意欲の高い利用者について実績を評価し、相談支援専門員、就業・生活支援センター、ハローワークと協力し、就労継続支援 A 型への移行や一般就労等のステップアップを図る支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
健康管理	必要に応じてバイタル確認や投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・入浴・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。

（２）訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～13:00	1食 500円
入浴サービス	希望により入浴施設の利用を提供します。 もしくは、作業に支障があると支援員が判断した場合に入浴施設の利用を提供します。	1回 100円
送迎サービス	希望により送迎サービスを提供します。 送迎加算の対象距離内の場合無料とします。 (サービス提供地域以外の場合)	20km未満 無料 20km以上 5円/1km
その他	サービス提供記録等の複写代	10円

＜サービスの概要＞

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

７ 利用料金

（１）訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則９割）は市町村から訓練等給付費が支給されます。訓練等給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から訓練等給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の１割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の１割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が１月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

（２）訓練等給付費対象外サービスの料金

上記「６ サービスの内容（２）訓練等給付費対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金は１ヶ月ごとに計算し、翌月の１５日までにご請求しますので、請求があった翌月の２２日に登録された口座より引き落としさせていただきます。もしくは、事務窓口にてお支払いしていただきます。

（４）キャンセル料

利用日の午前９時までにキャンセル等の申し出が無い場合、食費に関して実費料金（５００円）を支払いただきます。

（５）食費助成

控除対象の方について、加算分３００円および光熱費分７０円を差し引き

た200円の実費負担額となります。

8 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後3:00です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所受付窓口 9:00～16:00	・担当者：池田 致 ・責任者：木田 福美 ・電話：0761-55-6060
当法人の第三者委員	・大成町町会長 （大成町公民館内） 電話：0761-55-2888
能美市	・電話：0761-58-2230
川北町	・電話：076-277-8388
加賀市	・電話：0761-72-7852
小松市	・電話：0761-24-8052
白山市	・電話：076-274-9526
県運営適正化委員会(社協内)	・電話：076-234-2556

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 きだ整形外科クリニック
所在地	石川県能美市西二口町丙30番地1
電話番号	0761-55-8811
診療科	整形外科・内科・リハビリテーション科

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有

	・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 平成26年9月 防火管理者： 東藤 歩
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：損保ジャパン（事故等） エース損害保険（火災等）

1.3 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.4 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県市町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１）損害保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

（２）損害保険の種類 賠償責任保険

1.5 第三者評価の実施状況の有無について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

16 カスタマーハラスメントへの対応

事業者は、利用者およびその家族等と従業者が相互の信頼関係のもとで安心・安全なサービスを提供・受領できるよう、指針の策定や研修の実施等、カスタマーハラスメントの防止に取り組みます。

(1) 対象となる行為

従業者に対し、サービス提供の範囲を超えた不当な要求や、威圧的・不適切な言動（以下）があった場合、これをカスタマーハラスメントとみなします。

1. 身体的な攻撃：暴行、傷害、物品を投げつける行為等
2. 精神的な攻撃：脅迫、暴言、中傷、大声での威嚇、人格否定等
3. 威圧的・執拗な言動：土下座の要求、度重なる同じクレームの強要、過剰な束縛・長時間の拘束
4. 不当・不合理な要求：介護保険制度上認められないサービスの強要、過剰な対応の要求
5. セクシュアルハラスメント：不必要な身体接触、猥褻な言動、性的な質問等
6. プライバシー・人権侵害：職員の無断撮影・録音、SNS やインターネット上への写真・動画・名前等の無断投稿

(2) 発生時の措置

上記のような行為が確認された場合、組織として以下の対応をとることがあります。

- ・ 口頭または文書による厳重注意・抗議
- ・ サービス内容・対応体制の見直しまたはサービス提供の一時停止
- ・ サービス利用契約の即時解除
- ・ 悪質な場合や危険が及ぶと判断される場合の警察等の関係機関への通報

指定多機能型事業所（就労継続支援 B 型）の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：サンサポートさらだ

説明者職名：サービス管理責任者 氏名：菊池 由香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定多機能型事業所（就労継続支援 B 型）の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：

氏 名： 印

(※必要に応じて)

代理人

住 所：

氏 名： 印 (続柄：)